

資料 第3WGの報告書(案)(1)

3月10日開催、経済産業省別館1028会議室

【おこわり】資料中報る事が不可欠である。また、今日では、認定・「視点・配慮点」「現状」の項目は省略しました。

I. 計量標準供給

1. 現行制度の問題点
(1) 国家計量標準機関(Principal NMI※)を頂点(中核)とした計量標準供給体制を整備する必要

我が国の計量標準の開発・供給は欧米に比して遅れていたが、知的基盤整備計画に基づき、加速的に計量標準の整備・供給を進めている。国際競争に勝ち抜くことのできる事業環境と技術力を確保するためには、今後とも一層、計量標準の開発とその供給体制を充実す

る。また、今日では、認定・「視点・配慮点」「現状」の項目は省略しました。野において、供給が必要となる計量標準が急速に増えていることから、次のような問題点が指摘されている。

資料 第1WGに関する第3回計量制度検討小委員会での主な御発言(2)

(2626号のつぎ)

◇規制緩和は、緩くなるとかいい加減になるとかというイメージがあるが、本来は、厳しい基準のまま主体が官から民に移行することである。これにより不利益がもたらされるイメージがあるという事は、如何に社会が安全と安心を導いて捉えているかということ。安全と安心は違つ。社会が何を求めているのかに

◇自治体においては、今後10年を見据えたときに現状の体制が維持でき

ている日本電気計器検定所及び指定校正機関(他府省傘下を含む研究機関等)といった先進的な知見や技術をもった機関との連携強化が必要となっている。しかし、我が国には、英、独等と比較して、国家計量標準整備を全体として開発・供給するための枠組みがな

③海外主要国のうち英、独等では、CIPM/MRAに則り、計量標準の維持に責任を有する機関(国又は中核的な国家計量標準機関: Principal NMI)が、国内の適切な機関をNMIとして指定し

るか危機感を持つており、検査・検定の実施方法についても変えていかざるを得ない状況が出てくる。この意味で、市場による監視機能を生かしていくという点は中長期的な視点における計量行政の将来像を示唆したもので、時宜を得たものであると考

第8図 海外主要国の国際相互承認協定(CIPM/MRA)

Principal NMI (designateをとする者)	Designated NMI	Designated NMI との契約
NMIJ (日本)	NICT, CERI	有 (CERI)
NIST (アメリカ)	CANON	有
NPL (イギリス)	LGC, NEL, NWML	無
PTB (ドイツ)	BAM, UBA	有

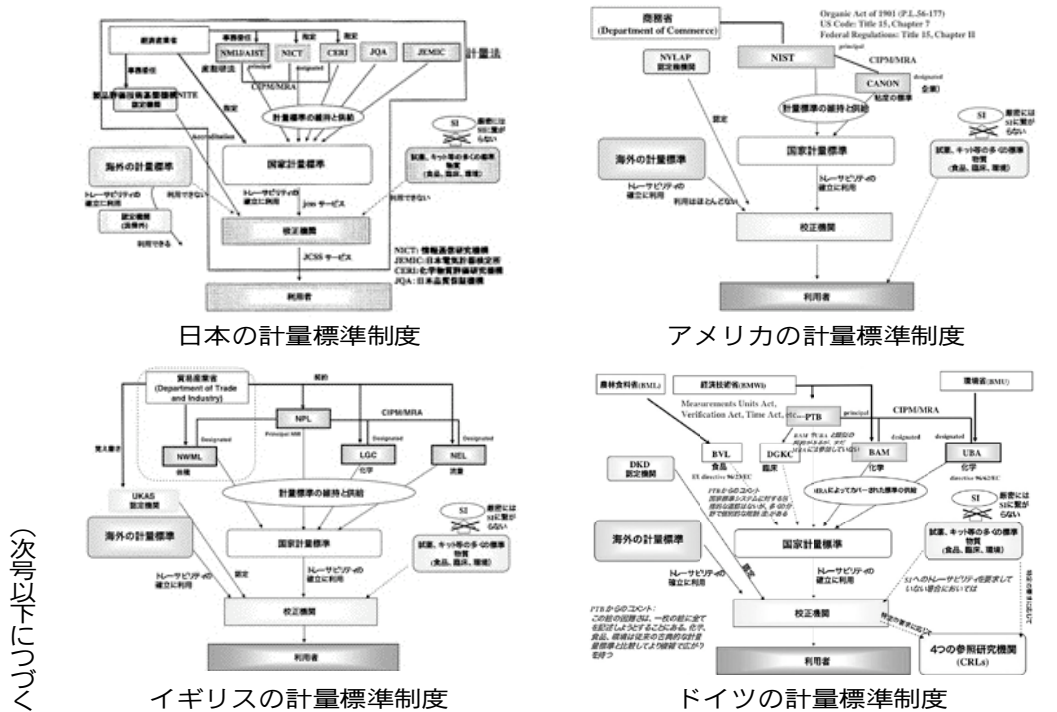
【準国家計量標準制度(仮称)について】
◇産総研の中に国際計量研究連絡委員会が設置さ

資料 第3WGに関する第3回計量制度検討小委員会での主な御発言

◇産総研が業務を実施しやすくなること国全体にとつて有益であり、その意味で、経済産業大臣

◇産総研との権限や役割分担を明確にすることは意義がある。

別添1 海外主要国の計量標準制度



【ユーザーの需要の把握及び優先順位付けを行う】
◇ユーザーの需要を踏まえて計量標準の整備を進めることについては、経済産業省の視点では産業や経済への効果が重視されると考えられるが、計量標準は基礎研究等、学術的に果たしている役割も大きく、科学の進歩にも大きく寄与している。このように必要も取り入れていただきたい。

計量法改正動向丸わかり!

2005年度計量法改正情報BOX

http://www.keiryou-keisoku.co.jp/hou-kaisei2005/hou-kaisei-top.htm